

日高町子ども・子育て支援 事業計画

(平成27年度～平成31年度)



「子ども・子育て支援事業計画」とは、こんな計画です

- 保育所や幼稚園等の量の見込みとその確保の方策を示しています。
ご協力いただいた「利用意向把握調査（ニーズ調査）」の結果をもとに、幼児期の教育・保育施設等の量の見込みと確保の方策を示しています。
お子さんの年齢や保護者の就労意向ごとに量の見込みを設定することで、よりきめ細かなニーズに対応し、円滑に利用できるための取り組みを進めます。
- 地域における子ども・子育て支援の取り組みを示しています。
日高町においては、平成21年度に「日高町次世代育成支援対策地域行動計画（後期）」を策定し、これに基づき各種の子育て支援施策を推進してきました。この流れを踏まえ、子ども・子育て支援事業計画を、次世代育成支援対策推進法に基づく計画等を一体化した子どもに関する総合的な計画として策定します。平成27年度以降は、この新しい計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育やニーズに応じた子育て支援施策を計画的に実施していくこととなります。

平成27年3月

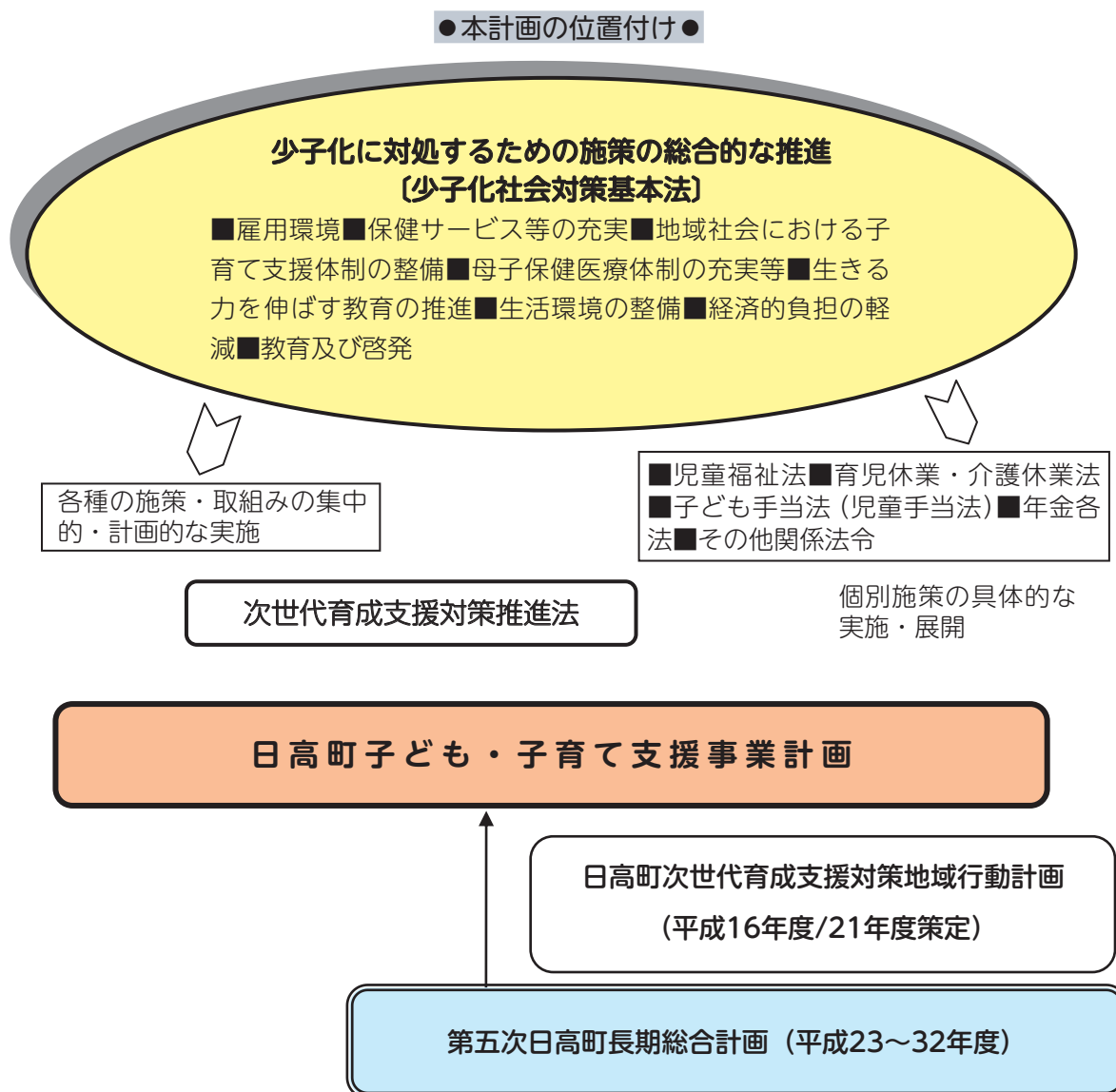
和歌山県日高町

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第2項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。これまでの「日高町次世代育成支援対策地域行動計画」を、新制度施行に合わせて発展的に統合して作成し、日高町の子ども・子育て支援の方向性を示す計画と位置づけます。

町長期総合計画をはじめとする各種関連計画と整合性を保ちながら、福祉・保健・教育・まちづくりにわたる町の各部門で取り組む施策を総合的に示しています。あわせて、この計画は各家庭、学校、地域、職場などの取組みを促進する役割をあわせもち、この計画を中心に町全体で推進していきます。



(2) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

2 計画期間内の児童数

平計画期間の推計児童数は、全体として概ね増加傾向にあります。平成31年の推計児童数は、0～17歳で1,513人、そのうち子ども・子育て支援事業のサービス対象である0～5歳と6～11歳は、それぞれ515人、505人と推計されます。

●児童人口の推計(各年4月の推計児童人口)

(人)

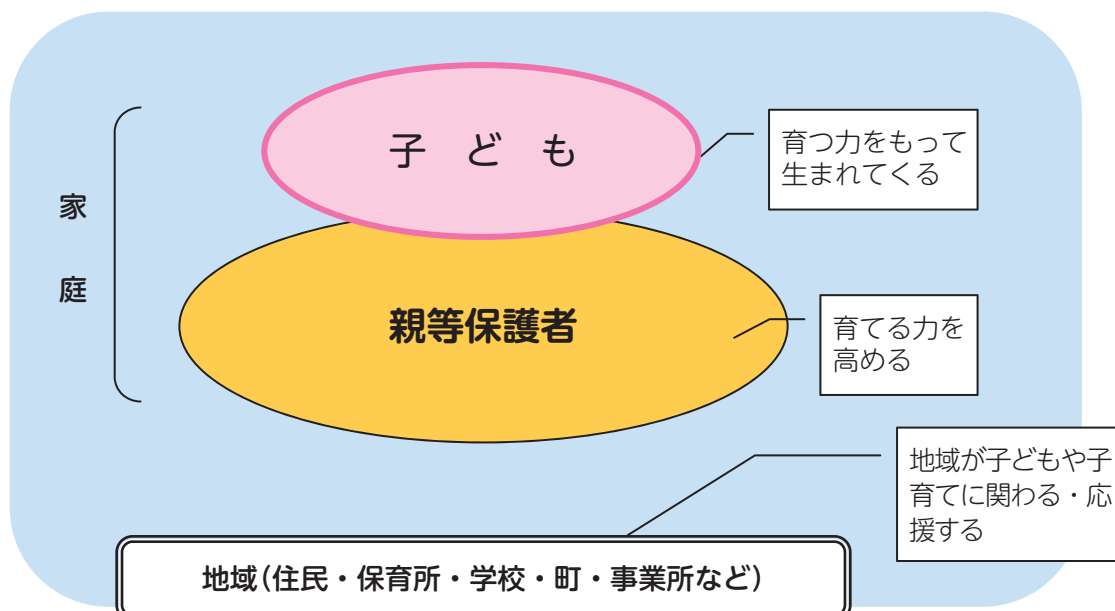
	実績人口		推計人口				
	平成24年	平成25年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0～5歳	424	439	447	458	475	492	515
6～11歳	507	480	484	482	485	488	505
12～17歳	494	505	510	519	521	520	493
合計	1,425	1,424	1,441	1,459	1,481	1,500	1,513

3 日高町のめざす次世代育成支援の方向

日高町の子どもと子育て家庭の状況を考えると、祖父母等と同居していなくても近くに住んでいるなどの状況がうかがえます。子どもを中心に子どもがいる家庭を、地域が関わりながら側面的に支援することが日高町のめざす次世代育成支援の姿勢と考えます。

『次世代をみんなで育てる ひだか』を次世代育成支援の計画テーマに設定し、あったかい家庭、あったかい地域、あったかい町で次世代が育つ日高町をめざして町全体で取り組みます。

●日高町のめざす次世代育成支援の姿●



★ 次世代をみんなで育てる ひだか ★

●前計画の主な取組み●

- 保育所の施設整備、低年齢児保育の受け入れ体制の拡大
- 放課後児童クラブの開始
- 子どもの登下校時の見守り活動の推進
- 乳幼児医療費やインフルエンザ予防接種などの費用負担の軽減



●本計画期間の課題●

- ◎低年齢児の保育ニーズは継続して高く、共働き世帯やひとり親世帯などで保育ニーズは高まっている。通常保育をはじめ、一時保育などの保育サービスの充実を図っていくことが必要。
- ◎地域子育て支援センターにおいて、就園前の子ども・保護者が気軽にいつも集まることができる場、相談できる場をつくり、子育てを支援していく。
- ◎放課後児童クラブの利用ニーズが高まっていることから、日高町子どもクラブの定員の見直しを行うなど更に保護者の皆様が安心して働ける環境の整備に努める。
- ◎子育て関連情報の提供の方法等を検討して、情報提供を行う。

4 基本視点

「次世代をみんなで育てる ひだか」の実現にむけ、各種施策・事業を推進するすべての場面で、以下の視点をふまえて取り組みます。

基本視点① 子どもの視点

子どもの成長にあった視点を基本とします。また、子どもの目線で課題をとらえ、適切な対応に努めます。

基本視点② 次代の親づくりの視点

子どもは成長して次代の親となる存在であり、豊かな人間性を形成して、自立して家庭をもつことに留意し、子どもの健やかな育ち支援の視点を重視します。

基本視点③ 地域で応援する視点

次世代育成支援対策は、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、町だけでなく企業や地域全体が協力して取り組むべき共通の課題として協働で取り組み、地域の様々な資源の有効活用を基本とします。

基本視点④ すべての子どもと子育て家庭の支援の視点

問題を抱える家庭が増える傾向のなか、広くすべての子どもと家庭への支援の視点で推進します。

基本視点⑤ サービスの質の視点

利用者の視点に立った柔軟で総合的な取組みにより、サービスの質が向上し、利用者の満足度が高まるように推進します。

日高町の次世代育成支援のめざす姿を実現するために、取り組む具体的な各種施策・事業を4つの目標に大別して示します。

基本目標1：子どもの成長にあった心身の健康支援

親が安心して妊娠・出産を迎え、子どもが健やかに発育・成長できるように、健診や保健指導・相談など、親子それぞれにきめ細かな母子保健事業の展開を図ります。また、次代の親づくりと住民の各成長段階にあった健康づくりの視点から、思春期保健対策と家族ぐるみの健康づくりを推進します。

基本目標2：子どものための子育て支援の輪づくり

親が子どもに愛情をもって接し、楽しく子育てして、子育てしてよかったと感じられることが、子どもにとっても安心でのびのびした育ちにつながります。このために、子どものための保育サービスをはじめ、親の子育て力を高め、孤独感や負担感を軽減する側面的な支援など、子育て支援のネットワークづくりをめざします。また、養育や家庭に関する問題を抱えて支援や関わりが必要な親子に、適切に対応して支援する体制づくりに取り組みます。

基本目標3：子どもが育つ・伸びる学びの環境づくり

地域を思うおおらかな心と生きる力を伸ばし、心豊かな人間性を養い、地域が関わりながらの多様な体験や学習活動、スポーツ活動により、自立したたくましい日高の子どもの育成をめざします。

基本目標4：親子が愛着と安心を感じて暮らせる地域づくり

公共施設や道路など生活環境対策をはじめ、地域での安心活動・安全対策を推進します。あわせて、子どもと子育てを理解して子どもの育ちに関わる活動を推進し、子育て・家庭・仕事の両立支援の意識の啓発など、子どもと子育てをみつめる地域づくりをめざします。

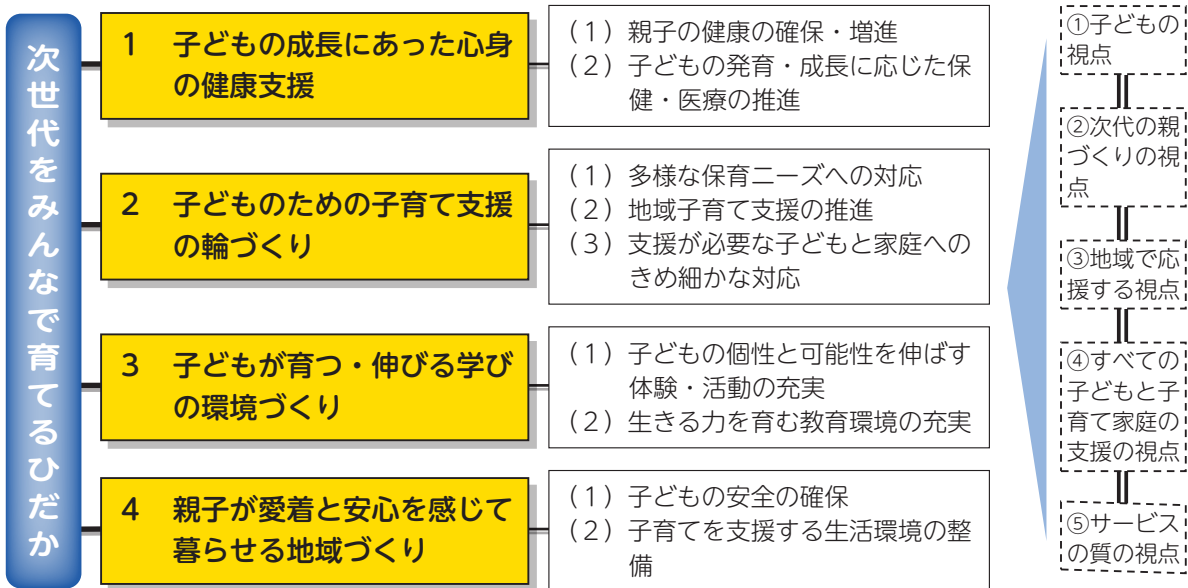
そして、子どもたちが日高町を愛する気持ちを深め、地域の一員としての役割を認識できるように地域が関わり、働きかけます。このような子どもと子育てのハード・ソフト両面の環境づくりに努め、地域で子どもの育ちを応援します。

6 施策の体系

《計画のテーマ》

《基本目標》

《基本視点》



3 教育・保育の量の見込みと提供体制

(1) 子ども・子育て支援事業の体系

根拠法	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1. 公立幼稚園
			2. 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3. 認可保育所
			4. 幼保連携型認定こども園
			5. 幼稚園型認定こども園
			6. 保育所型認定こども園
			7. 地方裁量型認定こども園
		地域型保育給付(町が認可)	8. 小規模保育
			9. 家庭的保育
			10. 居宅訪問型保育
			11. 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業		12. 利用者支援(新規)
			13. 地域子育て支援拠点事業
			14. 妊婦健診
			15. 乳児家庭全戸訪問事業
			16. 養育支援訪問事業等
			17. 子育て短期支援事業
			18. ファミリー・サポート・センター事業
			19. 一時預かり
			20. 延長保育事業
			21. 病児病後児保育事業
			22. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
			23. 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
			24. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)
子ども・子育て支援法以外		25. 私立認可保育所(委託費を支弁)	
		26. 新制度への移行を選択しない私立幼稚園(私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁)	

(2) 教育・保育提供区域について

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を設定します。
- 町では、教育・保育提供区域は町内1つの区域と設定し、この1区域を基本として教育・保育サービスの量の見込みに基づいた提供体制を検討します。

(3) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

- 新制度では、3つの区分の認定に応じて施設など（幼稚園、保育所、認定こども園）の利用先が決まります。保護者の働き方、利用を希望する施設、必要とする理由に応じて「支給認定」を受ける必要があります。

施設区分	内容	児童年齢	認定区分	利用できる保護者
幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるため幼児期の教育を行う「学校」	3～5歳	1号	・制限無し
保育所	就労などのため、家庭で保育できない保護者に代わって「保育する施設」	0～5歳	2号 3号	・共働き世帯など、家庭での保育が困難な保護者
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設	0～5歳	1号 2号 3号	・保護者の就労状況に関わりなくすべての子どもが教育・保育を一緒に受けます。 ・保護者の就労状況が変わっても継続して利用可能です。 (注)0～2歳児については、保育所と同じ要件となります。

計画期間の認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと提供体制は以下のとおりです。

① 幼稚園（町内に幼稚園は未設置）

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼	1号	2号幼
見込み量	13人	0人	12人	0人	13人	0人	13人	0人	14人	0人
合計	13人		12人		13人		13人		14人	
供給量	0人		0人		0人		0人		0人	

② 保育所

	平成27年度			平成28年度			平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳
見込み量	66人	196人	66人	193人	66人	200人	66人	207人	66人	214人					
合計	262人			259人			266人			273人			280人		
供給量	66人	240人	66人	240人	66人	240人	66人	240人	66人	240人					
合計	306人			306人			306人			306人					

- 上記以外に、3号認定者は地域型保育（小規模保育、家庭的保育等）がありますが、日高町では現在利用を見込んでいません。

(4) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

各種地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制は次のとおりです。

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援（新規）						
	見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外（延長）保育事業（利用実人数）						
	見込み量	51人	52人	54人	56人	58人
	供給量	51人	52人	54人	56人	58人
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）※（実人数）						
見込み量 5歳児	低学年	72人	77人	72人	75人	75人
	高学年	37人	35人	37人	36人	39人
	合計	109人	112人	109人	111人	114人
供給量	低学年	72人	77人	72人	75人	75人
	高学年	37人	35人	37人	36人	39人
	合計	109人	112人	109人	111人	114人
子育て短期支援事業						
	見込み量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	供給量	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
乳児家庭全戸訪問事業 注）0歳児数						
	見込み量	68人	71人	74人	77人	79人
	供給量	68人	71人	74人	77人	79人
乳児家庭全戸訪問事業						
	見込み量	0件	0件	0件	0件	0件
	供給量					
地域子育て短期支援事業（人回）						
	見込み量	301人回	320人回	332人回	345人回	357人回
	供給量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一時預かり事業（年間あたり利用平均日数）						
	見込み量	1,690日	1,732日	1,796日	1,861日	1,940日
	供給量	1,670日	1,712日	1,777日	1,841日	1,920日
病時・病後保育事業（人日）						
	見込み量	143人日	147人日	152人日	158人日	165人日
	供給量	143人日	143人日	143人日	143人日	143人日
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（年間あたり利用平均日数） 現在未実施						
	見込み量	0日	0日	0日	0日	0日
	供給量	0日	0日	0日	0日	0日
妊婦健診事業						
	見込み量	68人	71人	74人	77人	79人
	供給量	68人	71人	74人	77人	79人

日高町子ども・子育て支援事業計画 概要版

平成27年3月 発行

発行者 日高町 住民福祉課
〒649-1213 和歌山県日高郡日高町大字高家626番地
Tel 0738 (63) 3800
<http://www.town.wakayama-hidaka.lg.jp/>